

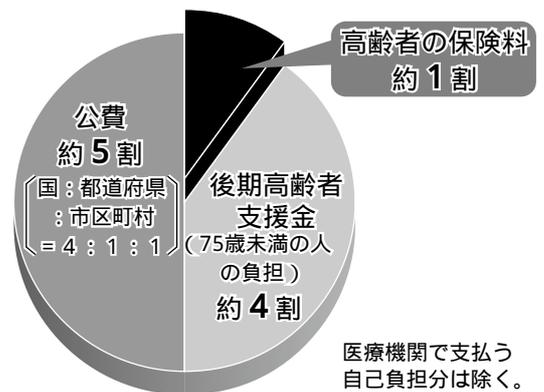
# 後期高齢者医療制度の 保険料率改定のお知らせです

後期高齢者医療制度でかかる医療費（診療を受けたときの自己負担額は除く）は、国・県・市町村が負担する公費で約5割、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で約4割をまかない、残った1割分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

被保険者数や医療費が増加しています。そのため、後期高齢者医療制度の保険料も引き上げざるを得なくなりました。

保険料の引き上げ（財政運営期間は2年間です）は、後期高齢者の皆さんの医療費を支えるためのものです。ご理解ください。

後期高齢者医療制度の財源



## 平成22年度・23年度の保険料率について

20年度・21年度の保険料率	
所得割率	7.43%
均等割率額	40,175円



22年度・23年度の保険料率	
所得割率	7.85%
均等割率額	41,844円

## 保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

一人当たりの保険料 （限度額50万円） 100円未満切捨て	=	均等割額 （41,844円）	+	所得割額 { 総所得金額等 - 基礎控除額（33万円）} × 所得割率7.85%
-------------------------------------	---	-------------------	---	--

## 保険料の軽減措置

所得の低い方や、これまで被用者保険の被扶養者であったため保険料を負担する必要がなかった方については、保険料の軽減措置があります。（平成21年度と同じです。）

所得が低い方の軽減措置

### 【均等割額の軽減】

世帯の所得水準によって下記のとおり均等割額が軽減されます。軽減割合は、被保険者と世帯主の所得金額の合計額などにより判定します。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割軽減	「基礎控除額（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他の各種所得がない場合）」
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯 本来7割軽減ですが、平成21年度同様8.5割軽減となります。
5割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 24.5万円 × 世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額（33万円）+ 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。